

令和元年度
第8回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和元年11月11日開会

高松市農業委員会

令和元年度第8回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和元年11月11日（月）午後1時55分開会

開催場所 高松市役所 第32会議室

出席委員 22人

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 10番 三好 義光

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主 査 田山 元太
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 佐藤 雅彦

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第13号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第14号 令和2年度の改選に伴う、各地区の委員定数（案）について
- 議案第15号 令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組（修正案）について
- 議案第16号 高松市地区別賃借料情報の提供について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長職務代理者第2)高砂委員 ただ今から令和元年度第8回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は24人中22人で、定例総会は成立しております。

なお、三笠会長、三好委員から欠席との連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は14番佃委員及び15番冨本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除をし、解約の申入れ等をしてはならないと規定されています。また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

1番は、賃借人が当該農地の耕作をしていないこと、更には賃借料も支払われていないことを理由として、賃貸人から農地の賃貸借の解除の申請が行われたものです。

申請者の申述によりますと、「当該農地は、父が昭和31年1月17日に祖父から相続を受け、大阪在住だったため農地の維持管理は叔母に一任していました。申請者も昭和55年2月16日に相続を受け、現在大阪に在住しているため引き続き叔母に農地の維持管理をお願いしています」また、申請者は「父から残存小作地が存在し、賃借人から賃借料を受け取っていたという事実を聞いたことがない」とのことです。

また、高松市前田土地改良区への経常賦課金については、同賦課金納付義務者証明書によると、申請者の叔母は平成30年7月19日まで、その娘婿は、30年7月20日から31年3月31日まで納付義務者として同賦課金を支払っており、賃借人は賦課金を支払っていないことが確認できます。

このことから、当該農地の賃借人は、少なくとも昭和31年以降は耕作及び賃借料を支払っておらず、農地法第18条第2項第1号に規定する、賃借人が信義に反した行為をした場合に該当するものです。

よって、知事への進達の意見としては、少なくとも昭和31年以降は小作人が耕作して

おらず、小作料も支払われていないことから、このまま賃貸借を存続させる必要はないと考えられるため、賃貸借を終了させるのが適当であると客観的に認められるとするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長——15番。

議 長 15番——富本委員。

富本委員 経常賦課金は誰が払うものなのか。

川西事務局長 農地解放されていない、いわゆる残存小作地については、小作人が支払うこととなっておりますが、本件については、担当が説明したとおり、所有者側の叔母及びその娘婿が支払っており、小作人は支払っておらず、昭和31年からは耕作もしていない状態です。

議 長 その他御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、賃貸人が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、第三者が転用するため基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、5条許可申請所有権32番のとおりです。

4番は、貸付先を変更するため農地中間管理権を取得した状態で基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。なお、申請地の一部が非農地証明願 1 番に関連しています。

2 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、5 条許可申請賃借権 1 番のとおりです。

3 番は、貸付先を変更するため農地中間管理権を取得した状態で返還を受けたものです。

4 番は、借人が労力不足のため返還したものです。

5 番は、貸人及び第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、4 条許可申請 11 番及び 5 条許可申請所有権 34・35 番のとおりです。

以上、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 4 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 5 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書 4 ページをお開きください。

1 番は、平成 30 年 12 月 5 日付けで貸住宅拡張用地として許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。なお、許可を受けた土地の取消し後の計画は、農地として売買することとなっています。農地法第 3 条許可申請所有権 3 番に関連しています。

以上、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 3 号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 3 号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、農業用の露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県の河川拡幅改修事業により買収された残地を農業用資材置き場として利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、近隣事業者への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農道の拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接する水路の維持管理用として拡幅したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、貸住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、母の居住のために現住宅の隣接地に増築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が341.21平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを275枚、10基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅から遠く、耕作の

ノウハウがなく借り手も見つからない状況にあり、老後資金の確保のため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を令和元年9月11日付けで受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家の住宅及び貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在住んでいる住宅が県道円座・香南線工事の収用対象となり、近くにある申請地に住宅を新築し、併せて老後の面倒を見るため娘夫婦が同一敷地内で建築される住宅を借り居住するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、発電出力44キロワット、パネル1枚の面積約1.66平方メートルを248枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、両親の介護費用等に充てる安定的な収入を確保するため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を令和元年9月11日付けで受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が43.02平方メートルあります。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は平成30年11月に所有権移転を伴う農地法第5条の許可を得ておりますが、先代から相続した唯一の土地であることから、許可の一部を取消し隣接の新築住宅の駐車場と

して転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可取消願1番に関連しています。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の隣地を進入路等としたもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が694.44平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成30年11月30日付けで所有権の移転による露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の一部取消願があったものです。農地法第4条許可申請10番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については受理することに決

定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成24年8月1日付けで貸住宅用地として許可を受けていましたが、平成25年5月に車庫を建築したもので、貸宅地拡張用地として許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成24年8月1日付けで貸住宅用地として許可を受けていましたが、当初の計画どおりに転用事業が完了できず今日に至っており、この度、承継者が申請地を取得し非農家の自己住宅用地として利用したい旨要望があったことから、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権13番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いいたします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、佃 光廣委員、冨本委員と私の3名で11月8日に現地調査を実施しました。農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番、4番、5番、6番及び7番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。内容につきましては、現地調査委員を代表して冨本委員及び佃光廣委員から報告をお願いします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

まず、私から議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校北200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が288.49平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、ことでん琴平線一宮駅南東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、都市計画法の開発行為に係る事前協議も申請済みで、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、ことでん長尾線水田駅南東300メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立川岡小学校北200メートルに在り、幼保連携型認定こども園を経営している転用者が、周辺住民の児童が利用可能な放課後児童クラブの開設需要に応えるため児童福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岡本・香川線に面し交通の利便性が良く、周辺には小学校、幼稚園、保育所があり利用需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止し併用する農道等が54.42平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは佃光廣委員が説明します。

佃光廣委員 現地調査委員の佃です。5番からは私が説明します。

5番の申請地は、高松市立弦打小学校南東300メートルに在り、転用者は食肉卸、小売業を営んでおり、現在賃借している土地・建物の契約が満了するため新たな事務所兼工場・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙・鶴市線に面し交通の利便性が良く、また、高松西インターチェンジにも近く商品等の搬送に便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者7名のうち、1名については第三者の土地に及ぶ工事要望があり、現在同意が得られていませんが、転用によって周辺に被害が及ぶ場合は、転用者において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する水路を含む併用宅地等が223.06平方メートルあります。なお、5番の1は宅地を挟んで東側に位置する露天駐車場であり、開発許可不要のため枝番処理するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立弦打小学校南東200メートルに在り、転用者は鳥肉加工販売業等を営んでおりますが、年々加工品の需要が増加傾向にあり、これに対応するため事業効率の良い幹線道路沿いで事務所兼工場・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙・鶴市線に面し交通の利便性が良く、また、高松西インターチェンジにも近く商品等の搬送に便利であることから、転用理由と農地区分については適当である

と考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者及び区域内で付替えする水路管理者等の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、6番の2は、高松市道を挟み東側に位置する露天駐車場であり、開発許可不要のため枝番処理するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7番の申請地は、高松市香南支所南西1キロメートルに在り、転用者はオフセット印刷業等を営んでおり、事業の拡大に伴う本社機能の増設と従業員の増加により新たな工場・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、平成12年3月に土地改良法による換地処分の行なわれた土地で第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、第1種農地の不許可の例外、「周辺の地域において業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するもので、立地的には幅員4メートルほどの農道を挟み、申請地南隣に宅地化された敷地面積合計が17,908.60平方メートルの本社及び工場・事務所があり、市道に面し事業効率及び交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、7番の1は、7番の2との間に2メートルほどの段差があり北側に位置する露天駐車場で、開発許可不要のため枝番処理するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

8番の申請地は、ことடன்長尾線池戸駅西300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、長尾街道に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号については許可することに決

定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、建築工事業及び不動産業を営んでいる転用者が、業務の拡大に伴い貸事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が164平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に隣接し県道三谷・香川線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、借家住まいで家財道具が増え住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申

請者の勤務地も近く、東側は市道に接し県道川東・高松・香川線へのアクセスが良く、周辺は閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、敷地の面積が500平方メートルを超えておりますが、残る農地が耕作し難い狭小農地となるため過少残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

議案書10ページをお開きください。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道に面し県道塩江・屋島西線へのアクセスも良く、周辺は学校施設及び医療施設も整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権9番に関連しています。

9番は、8番と隣接して分譲住宅兼診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側は市道に接し県道塩江・屋島西線へのアクセスも良く、周辺は学校施設及び医療施設も整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権8番に関連しています。

10番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に接し、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域で学校施設及び福祉施設も整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、自動販売機の修理業を営む転用者が、市内全域での事業拡大に伴う販売機の保管及び大型車両の駐車スペースを確保することに併せて、自己住宅も建築をするため事務所兼倉庫兼住宅、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し幹線道路へのアクセスも良く、大型車両の往来ができ事務所兼倉庫、自宅を兼ねることで利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、不動産の賃貸・管理を営む転用者が、社員及び事業所の来客用駐車場を確保するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、公衆用道路を挟んで、事業所建設予定地と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、借家住まいで家財道具が増え住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線に近く、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が41.53平方メートルあります。5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

議案11ページをお開きください。

15番は、太陽光発電事業及び介護サービス業を営む転用者が通所介護施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域で、商業施設も整備され需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に接し主要地方道中徳・三谷・高松線へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、建築設計及び不動産業を営む転用者が、宅地分譲造成事業の残土を保管・管理を行うことと、事業拡大に伴う倉庫兼事務所、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、本社からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番も、17番と同じ転用者が、宅地分譲造成事業の残土を保管・管理するため露天資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、本社から近く倉庫兼事務所と隣接して利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が741平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、うどん店を開業する転用者が、敷地内で来客用の駐車スペースが不足するため隣接の農地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、店舗と隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が295.12平方メートルあります。

20番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が352.57平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書13ページをお開きください。

24番は、不動産業を営む転用者が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側及び東側が市道に面し県道檀紙・鶴市線へのアクセスも良く、また、用途地域にも近接し大規模分譲住宅団地に隣接して開発するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

25番は、父が経営する運送会社の従業員である転用者が、会社の事業拡大に伴い大型車両及び従業員用の駐車場が不足していることや、道路から会社への進入路が狭く鋭角で大型車両の出入りが困難なことから、新たな露天貸駐車場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く大型車両が容易に駐車でき利用及び管理がし易く、本社屋にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員の子息である従業員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

議案書14ページをお開きください。

27番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、飲食店経営会社の役員が営業している喫茶店の来客用駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

29番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、これまで集会所を持っていなかった自治会が自治会集会所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、自治会の駐車場が無く不便であったため新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自治会集会所と隣接して転用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページを御覧ください。

32番は、太陽光発電事業を新規に営む転用者が、太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知3番に関連しています。

33番は、自動車販売業を営む転用者が、事業規模を拡大し車両を増車するための露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に面し主要地方道高松・善通寺線へのアクセスも良く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路が7.79平方メートルあります。

34番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に接し長尾街道へのアクセスも良く、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域で、公共施設、商業施設も整備されていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、太陽光発電事業を営んでいる転用者が太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。

2番は、食料品及び雑貨小売業を営む転用者が既存店舗の建て替えに伴い新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和44年に一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が10,023.31平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことから、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年4月に一部建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2.57平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、同居している居宅の老朽化に伴い母所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、祖母が高齢となり農地の維持管理が難しくなったため、祖母所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が442.62平方メートルあります。

4番は、借家住まいであるが新居を建築して永住するため、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、借家住まいで子供が増え住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し県道岡本・香川線へのアクセスも良く、実家から近く親の面倒と農業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、敷地面積が500平方メートルを超えていますが、申請地は市道に面し農道水路で囲まれ耕作するには困難な形状でもあり、他の農地と一体利用できないため過小残地扱いとするもので、土地利用率についても30パーセント以上であることから問題ないと考えます。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権27件、賃借権2件、使用貸借5件、計34件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号については許可することに決

定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻、麦を作付けするものです。

3番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第4条許可取消願1番に関連しています。

4番は、譲渡人が兼業により経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、基盤強化促進法による小作地を購入するもので、取得後は引き続き植木を栽培するものです。

6番は、譲渡人が高齢化による経営縮小をするため新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜、果樹を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており要件は満たしません。

7番は、譲渡人が高齢化による経営縮小をするため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けてミカンを栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転7件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので議案第10号については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、平成10年3月ごろから、4番は、昭和42年ごろから農業用水路として利用しているもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。なお、1番は使用貸借返還通知1番に関連しています。

2番は、平成10年6月から、3番は、平成11年7月から、6番は、平成9年8月から、7番は、昭和40年ごろから、それぞれ20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、いずれも、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

5番は、平成30年ごろから納屋として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。

御発言が無いようでありますので、議案第12号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第13号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。資料1を御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき高松市長から農用地利用配分計画について意見伺いが提出されております。

これは8月の農業相談会で利用権設定の申出があり、10月31日付けで農用地利用集積計画を公告した農地のうち、農地中間管理事業を利用したもので、現在、香川県農地機構が農地中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。

資料を1枚めくっていただき、全体の総括表を御覧ください。

高松市全体で申出件数165件、筆数469筆、面積495,502.92平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して面積で約13パーセント増加しています。

以下、資料の1ページから21ページまでは貸借の各筆明細書となっております。

なお、県の認可告示は12月27日が予定されております。

以上、議案第13号 農用地利用配分計画(案)について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度の改選に伴う各地区の委員定数(案)についてを議題と

いたします。

事務局の説明を求めます。

川西事務局長 議案第14号 令和2年度の改選に伴う各地区の委員定数(案)について御説明申しあげます。資料2を御覧ください。

令和2年7月20日の2回目の改選に伴い、その準備を行うため本議案を提出させていただいておりますが、平成28年11月の臨時総会で決定された内容については、農業委員の定数は24名、農地利用最適化推進委員の定数は55名で条例で規定されております。

担当する地区について、農業委員は法令では定めることは適当ではないとされておりますが、農地利用最適化推進委員については法令等で担当地区を定めることとされております。この担当地区を決める方法として、農地面積、直近3カ年における1年間の平均農地法第3・4・5条許可件数の比例配分により決定しています。

資料2の1の表は、最近のデータによる委員の地区ごとの配分数になります。資料2の2は最新のデータが現在の地区ごとの配分定数と変わらないことを表しています。

この配分定数を了承していただけるのであれば、今後、12月末までに、地区部会において、地域ごとの配分定数を決定していただきたいと思っております。

以上、議案第14号 令和2年度の改選に伴う各地区の委員定数(案)について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第14号については決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は決定することにいたしました。

次に、議案第15号 令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組(修正案)について事務局の説明を求めます。

川西事務局長 議案第15号 令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組(修正案)について御説明申しあげます。資料3を御覧ください。

人・農地プラン実質化に向けた令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」について先月の定例総会に提案しましたところ、御意見をいただいたので、その御意見を受けて修正するものです。

今後の農地利用に係る意向調査の実施については、第1点目の修正として、調査期間を令和元年10月を令和元年11月に変更します。第2点目は、調査対象地区を各地区1カ所から実質化の緊急性の高い地区に変更します。第3点目は、調査対象者を経営所得安定対策対象者のうち、10アール以上のものに変更します。第4点目は、アンケートの配付を地区水田部会の協力を得て個別訪問による聞き取り調査としておりましたが、郵便によるアンケートの配付と回収とし、返信されない農家については農業委員、推進委員が

個別訪問により回収することに変更いたします。また、調査対象モデル地区は、第5地区の香南町由佐地区、円座地区、第6地区の香西地区とします。

以上、議案第15号 令和元年度「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組(修正案)について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松市地区別賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第16号 高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

これは、農地法第52条の規定に基づき市内各地区における賃借料の目安になるものとして農業委員会のホームページや農業委員会だよりで情報提供を行うもので、平成21年の農地法の改正時から始めて今回で11回目となります。

データの内容につきましては、平成30年3月30日、同年10月31日、31年3月29日及び令和元年10月31日付けの公告で農業経営基盤強化促進法により賃借された2年間、計4回分の集計データを基に地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

賃借のデータ数は614で、金額は百円未満を四捨五入し百円単位としております。市全体の平均値は10アール当たり6,900円となっています。なお、参考として、使用貸借による貸し借りの件数を右端に掲載しておりますが、この使用貸借のデータは平均値の計算には反映させておりません。

以上、議案第16号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第16号は承認し提供することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号は承認し提供することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和元年10月8日から同年11月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、9月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が15件、10月議決分といたしまして4条が12件、5条が30件、合計で4条が13件、5条が45件です。

許可保留件数につきましては、9月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が20件、10月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が30件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で4月議決分の31番、中ほどの表の6月議決分の17番、下段の表の8月議決分の2番、3番及び17番から20番まで、次のページに続きまして、賃借権の5番の1・2が開発許可未了により許可保留となっております。

また、次の表の9月議決分の6番、12番、13番、下段の23番、24番が開発許可未了により、番号を戻っていただきまして16番、19番、20番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

引き続き9月分の25番、26番が開発許可未了により、また、賃借権の2番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

10月議決分の5条で2番から6番まで、番号を飛んで12番、15番が開発許可未了により、また、番号を戻っていただき、10番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

下段の使用貸借7番が開発許可未了により、また、次のページの使用貸借12番が隣接関係者との調整中で許可保留となっております。

以上で、今回の許可状況の報告を終了します。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和元年度第8回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時39分 閉会

会長職務代理者

議事録署名委員

委 員

委 員